

せいかつほごりょうはじ

# 生活保護の利用が始まったかたへ



この冊子は、<sup>さっし</sup>「生活保護のしおり」とあわせて  
<sup>ないよう</sup>内容を確認してください。

もりおかしふくしじむしょ

**盛岡市福祉事務所**

もりおかしやくしょ <sup>せいかつふくしだいいちか</sup> <sup>だいに</sup>か  
**盛岡市役所 生活福祉第一課・第二課**

<sup>もりおかしやくしょ</sup> <sup>うちまるぶんちょうしゃ</sup> <sup>かい</sup>  
**(盛岡市役所 内丸分庁舎3階)**

# も く じ

1. 生活保護の利用が始まったかたへ	1
2. 通院が必要になったら	2
3. 介護が必要になったら	4
4. 正しい届出(申告)をしてください	4
5. 生活保護の利用の停止について	6
6. 担当ケースワーカーについて	7

## 1. 生活保護の利用が始まったかたへ

### ○はじめに

福祉事務所では、生活保護の利用が始まったかたへ、「生活保護のしおり」を使用して、生活保護の利用にあたっての説明を行っています。生活保護の適正な利用のためにも、内容を十分に理解していただく必要がありますので、不明な点がある場合は、担当ケースワーカーにお問い合わせください。

### ○不動産や生命保険などの活用について

売却などにより活用できる資産があっても、すぐに換金できない場合や、お金を受け取るまでに時間がかかる場合は、いったん生活保護費を支給します。生活保護の利用開始後に、手続きが終了してお金を受け取ったときは、支給した生活保護費の範囲内で返していただきます。

#### <例>

- ・ すぐに処分できない資産があり、手続きが終了し、お金を受け取ったとき  
(不動産などの資産を売ってお金を受け取ったとき など)
- ・ 年金をさかのぼって(まとめて)受け取ったとき
- ・ 生命保険などを解約し、解約金を受け取ったとき
- ・ 医療費助成金や高額療養費の償還金を受け取ったとき
- ・ 相続による財産を受け取ったとき
- ・ 交通事故の補償金を受け取ったとき

## ○**ふさい せいり**負債の整理について

借金の返済は、生活を圧迫することになるため、生活保護の利用開始後は借金の返済ができなくなります。早急な整理が必要になるため、盛岡市消費生活センターや法テラスでの相談について支援を行います。

また、生活保護の利用中は、生活福祉資金などの自立更生を目的とするものを除いて借金はできませんので、注意してください。

## ○**じゅうしょへんこう**住所変更について

住所を変更した場合は、住所変更の届出が必要となります。各種サービスの利用などに必要な届出になりますので、現住所へ住所変更していないかまたは、速やかに手続きを行ってください。特別な事情がある場合などは、担当ケースワーカーに相談してください。

# 2. **つういん ひつよう**通院が必要になったら

## ○**びょういん かた**病院のかかり方

生活保護の利用が開始となった日から、国民健康保険証や後期高齢者医療被保険者証などは使えなくなります。自立支援医療制度など、生活保護より優先される制度もありますので、手続きなどについてご案内します。なお、生活保護で受診できない医療機関もありますので、事前にお問い合わせください。

●**びょういん じゅしん まえ ふくしじむしょ らいしょ しょうびょうとどけ ていしゅつ**病院などを受診する前に福祉事務所に来所して、「傷病届」を提出してください。窓口で「医療券」をお渡しします。

※**きゅうびょう ふくしじむしょ く とき でんわ れんらく**急病などで福祉事務所に来ることができない時は、電話で連絡してください。

●**いりょうけん びょういん まどぐち ていしゅつ**「医療券」を、病院などの窓口で提出してください。

※**きんむさき かにゆう けんこうほけんしょう しょう いりょうけん いっしょ びょういん**勤務先で加入する健康保険証は使用できますので、「医療券」と一緒に病院などの窓口で提出してください。

※**つき か けいぞく じゅしん ばあい つき いりょうけん ていしゅつ ひつよう**月が替わって継続して受診する場合でも、月ごとに「医療券」の提出が必要です。

おな びょうき びょういん か ばあい げんざいじゆしん びょういん しょうかいじょう ひつよう  
※同じ病気で病院を変える場合は、現在受診している病院の紹介状が必要です。

- 急病などで休日・夜間に受診が必要な場合は、事前にお渡ししている「休日・夜間等受診手帳」を使用してください。症状が落ち着いてから、傷病届の提出をしてください。

※「休日・夜間等受診手帳」は生活保護を利用しているかただけが使用できます。

- 薬の処方については、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が原則です。



## びょういん ちゅういじこう ○ 病院にかかるときの注意事項

- 交通事故や仕事での事故は医療扶助対象外のため、医療券の発行はできません。
- 小中学生のう歯（虫歯）、中耳炎などは、学校から医療券が発行されますので、保健室の先生にご相談ください。
- 予防注射は種類や年齢によって、無料となるものと自己負担となるものがありますので事前に担当ケースワーカーにお問い合わせください。
- 健康診断は種類や年齢によって、医療扶助対象となるもの、無料となるもの、自己負担となるものがありますので事前に担当ケースワーカーにお問い合わせください。

## にゅういん ばあい ちゅういじこう ○ 入院した場合の注意事項

- 入院や退院するときは担当ケースワーカーに連絡してください。
- 入院期間が1か月を超えると、在宅のかたは生活扶助が減額になります。
- 健康保険対象外の場合は自己負担となります。（病衣代など）



## つぎ ばあい たんとう そうだん ○ 次の場合は担当ケースワーカーに相談してください

- 障がいに関する各種手帳の取得・更新手続きで、診断書が必要なとき
- めがね・コルセットなどが必要なとき（医師の診断が必要）
- はり・きゅう・あん摩・マッサージなどの治療を受けたいとき（医師の同意が必要）
- 公共交通機関を利用して通院するとき

### 3. 介護が必要になったら

#### ○65歳以上のかたの場合

介護保険制度の介護サービスを利用するため、要介護認定の申請をしていただきます。介護サービスを利用する際の介護保険利用者負担額（費用の1割）については、介護扶助が適用されます。介護扶助の適用には事前申請が必要となりますので、介護サービスの利用を希望するかたは担当ケースワーカーへ連絡してください。

#### ○40歳以上65歳未満のかたの場合

特定の病気で介護が必要なかたは、介護保険制度の介護サービスと同様のサービスを利用できます。障がい者手帳などをお持ちのかたは、障がい福祉サービスを優先して利用していただきますので、詳しくは担当ケースワーカーにご相談ください。



### 4. 正しい届出(申告)をしてください



必要な届出をしなかったり、収入を偽って申告したり、事実と異なる届出をして生活保護費を受け取ると「不正受給」となります。不正受給となると、正しく申告していれば受けられたはずの控除（次のページに記載）なども受けることができず、生活保護費を返していただくこととなりますので、正しい届出（申告）をしてください。

なお、特に悪質な手段による不正受給と判断された場合は、警察への告訴などを行う場合があります。

## ○収入の届出(申告)によって受けられる控除

収入の届出(申告)を適正に行うことで、次のような控除があります。

※控除とは、収入から差し引かれることです。控除された分は、手元に残ります。

### <就労収入に対する控除>

#### ●基礎控除

支給された金額に応じて、一定の金額が控除されます。

#### ●未成年者控除

未成年者の場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。

#### ●その他の必要経費

社会保険料、通勤交通費など必要経費が控除されます。

## ○高校生のアルバイト収入の取り扱い

高校生のアルバイト収入のうち、在学時の授業料の不足分、修学旅行費、進学に向けた学習塾代、大学・専門学校の入学金、就職に必要な自動車運転免許の取得など、早期自立に充てられると認められたものは、収入対象外として取り扱うことができます。



## ○福祉事務所が行う調査

適正な生活保護費支給のため、働いて得た収入や年金などの収入が正しく申告されているかについて、次のような調査を行い、収入を確認しています。

#### ●課税状況調査

各自治体に、就労先から申告される給与状況や年金額を毎年調査します。

#### ●預貯金取引明細調査

必要に応じて、各金融機関に、銀行口座の有無や、通帳に記載される入出金の状況を照会します。

#### ●就労先調査

必要に応じて、就労先に、就労状況や給与額を照会します。

## 5. 生活保護の利用の停止について

### ○生活保護の利用の停止について

次のような場合には、生活保護の利用が停止となります。なお、生活保護の停止期間が6か月を超える場合は、生活保護の利用が終了となります。

＜例＞

- ・ 臨時的な収入の増加や最低生活費の減少などにより、一時的に生活保護の利用を必要としなくなったものの、おおむね6か月以内に再び生活保護の利用が必要となることが見込まれる場合
- ・ 就労収入などが増加したが、安定した収入が得られるかどうか、様子を見る必要がある場合

### ○生活保護の利用が停止したら

生活保護の利用が停止となったかたは、国民健康保険などへの加入手続きが必要となります。必要な手続きについては担当ケースワーカーが事前に説明します。

生活保護の利用停止中も、生活状況の確認のため、引き続き家庭訪問を行います。また、届出(申告)も引き続き必要となりますので、忘れないよう注意してください。

## たんとう 6. 担当ケースワーカーについて

### かていほうもん おこな ○家庭訪問を行います

たんとう 担当ケースワーカーは、にちじょうせいかつ 日常生活での自立、じりつ 社会的自立、しゃかいてきじりつ けいざいてきじりつ 経済的自立を支援することを目的として、かてい せいかつ ようす 家庭の生活の様子などについてお聞きしたりいろいろな相談に応じて、ていきてき かていほうもん おこな 定期的に家庭訪問を行います。

ふざい 不在のときは不在連絡票を投函しますので、ふざいれんらくひょう とうかん 不在連絡票が投函されていた場合は、かなら たんとう 必ず担当ケースワーカーに連絡してください。



たんとう  
あなたの担当ケースワーカー

でんわばんごう  
電話番号

せいかつ ほ ご 「生活保護のしおり」や「生活保護の利用が始まったかたへ」にきさい 記載してあること以外でも、いがい わからないことやそうだん 相談したいことがありましたら、たんとう 担当ケースワーカーへお問い合わせください。

[令和5年3月改訂]